

令和 7 年度

幼稚園・幼保連携型認定こども園

新規採用教員研修実施計画

- | | |
|-----|--------------------------|
| I | 幼稚園等新規採用教員研修実施要綱 |
| II | 幼稚園等新規採用教員研修実施要綱細目 |
| III | 幼稚園等新規採用教員研修に係る研修指導員設置要綱 |
| IV | 令和 7 年度 園外研修年間計画表 |
| V | 幼稚園等新規採用教員研修に係る書類の提出 |
| VI | 提出書類の流れ
提出書類様式 |

長野県
長野県教育委員会

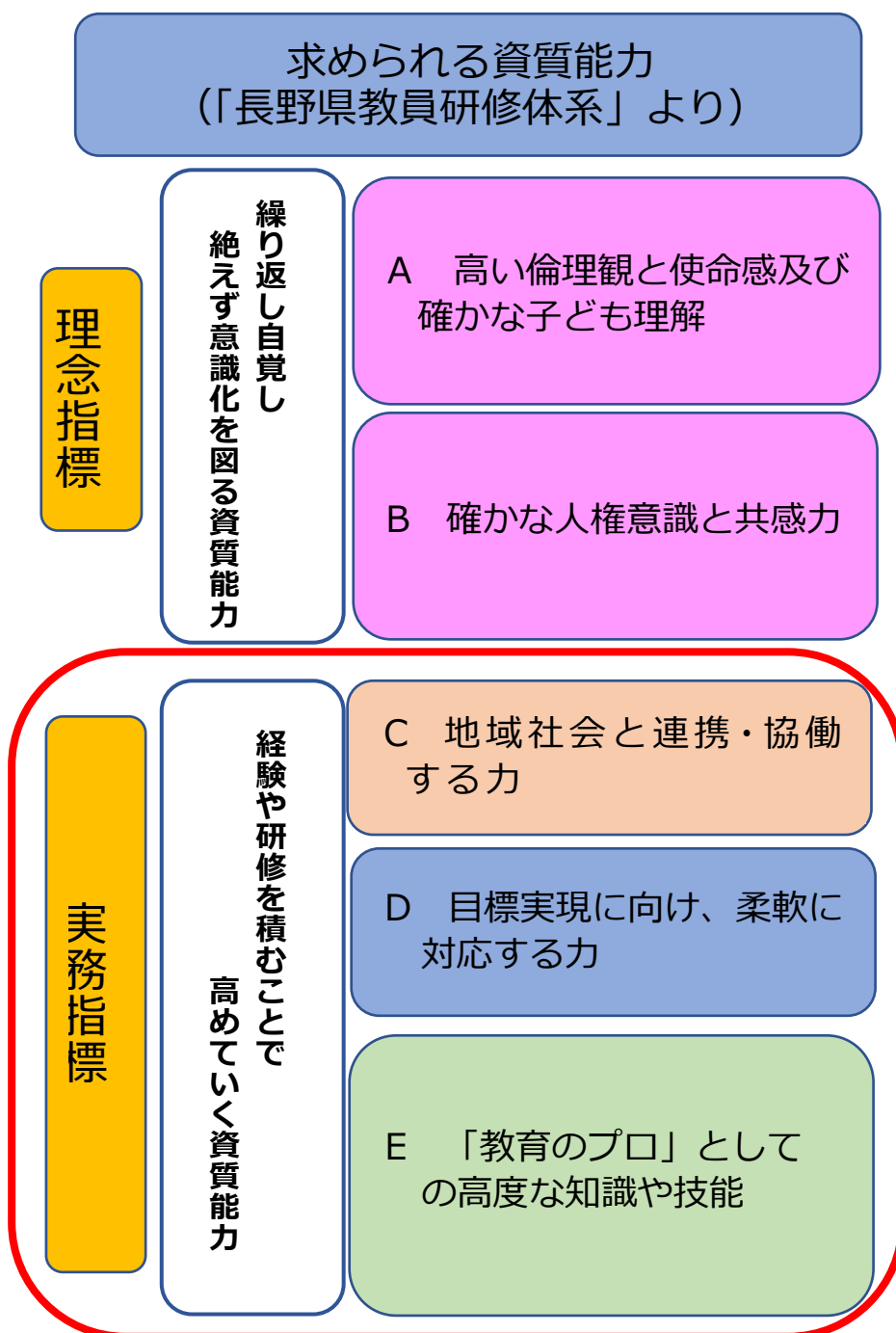
1 教員育成指標作成の経緯

「長野県教員研修体系」（平成 25 年 11 月策定）には、長野県の教員に求められる資質能力として、次の A～E の資質能力が示されています。

- A 高い倫理観と使命感及び確かな子ども理解
- B 確かな人権意識と共感力
- C 地域社会と連携・協働する力
- D 目標実現に向け、柔軟に対応する力
- E 「教育のプロ」としての高度な知識や技能

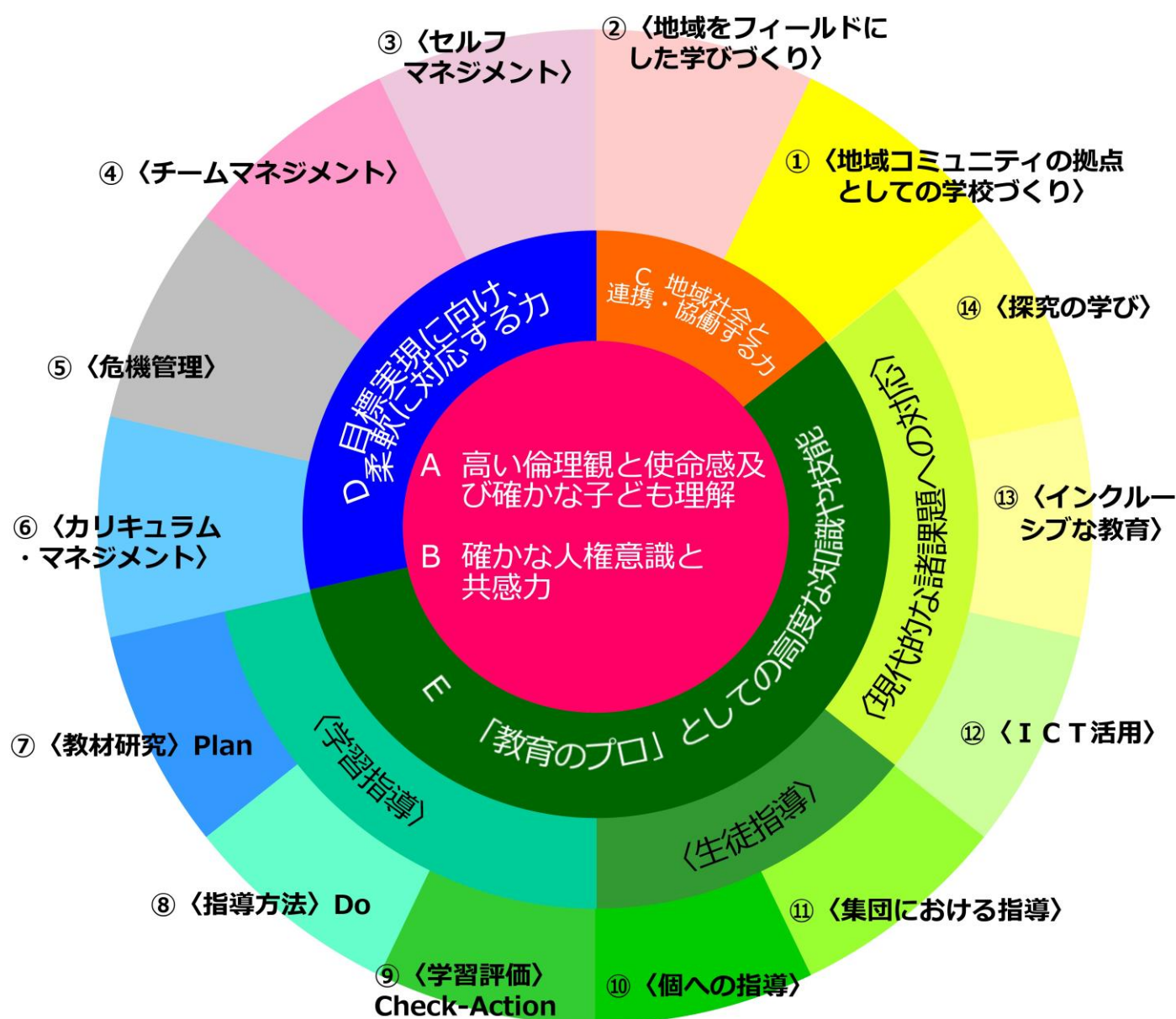
この「求められる資質能力」を「理念指標」と「実務指標」に分けました。「理念指標」とは、繰り返し自覚し絶えず意識化を図る資質能力であり、「実務指標」とは、経験や研修を積むことで高めていく資質能力です。

このうち、「実務指標」について、キャリアステージに応じて高まるものとし、指標化することにしました。



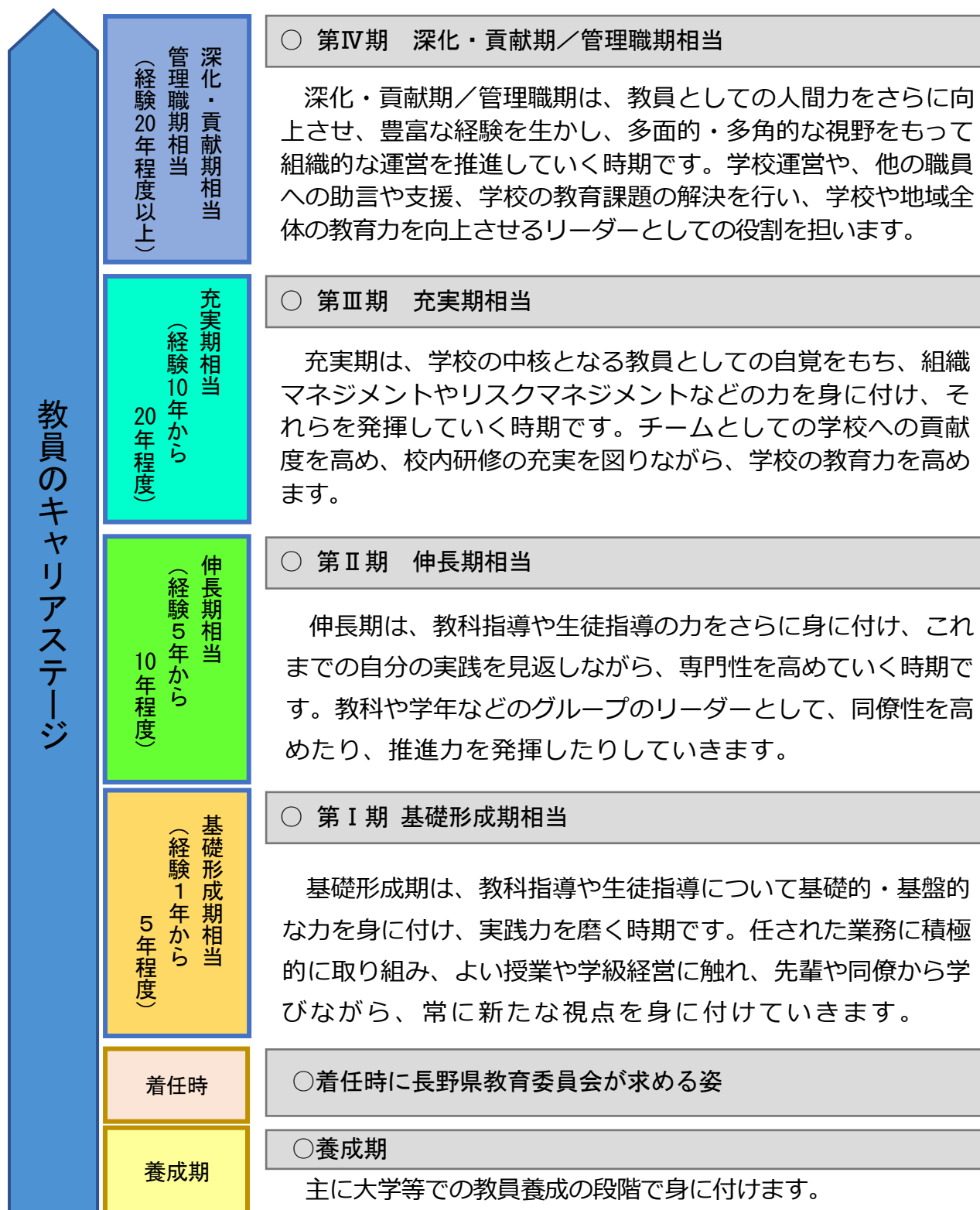
2 実務指標を支える14のスキル

5つの求められる資質能力について、下図のように整理しました。まず、繰り返し自覚し絶えず意識化を図る、「A 高い倫理観と使命感及び確かな子ども理解」「B 確かな人権意識と共感力」の2つの資質能力を中核にし、教職キャリアの基盤としました。また、その周囲に、経験や研修を積むことで高めていく、「C 地域社会と連携・協働する力」「D 目標実現に向け、柔軟に対応する力」「E 「教育のプロ」としての高度な知識や技能」の3つの資質能力としました。さらに、これらを支えるスキルとして、14のスキルを位置付けました。



3 教員のキャリアステージ

長野県では、教員のキャリアステージを「養成期」、「基礎形成期」、「伸長期」、「充実期」、「深化・貢献期／管理職期」に区分し、それぞれのキャリアステージの高まりを示しています。スキルの向上は、必ずしも年代や経験年数によるものではないので、「相当」という言葉を用いて幅をもたせています。



教員育成指標では、それぞれの資質能力を支えるスキルごとに、「チームとしての学校」の一員として、教員が各ステージで果たす役割に着目してスキルの高まりを表しています。第Ⅰ期、第Ⅱ期は、主に知識・技能の熟達が高まり、第Ⅲ期、第Ⅳ期は、主にチームへの貢献が高まっています。（図1）

また、第Ⅰステージが土台となり、それに第Ⅱ、第Ⅲ、第Ⅳステージが積み重なってスキルが高まっていくことをイメージして表しています。（図2）

図1

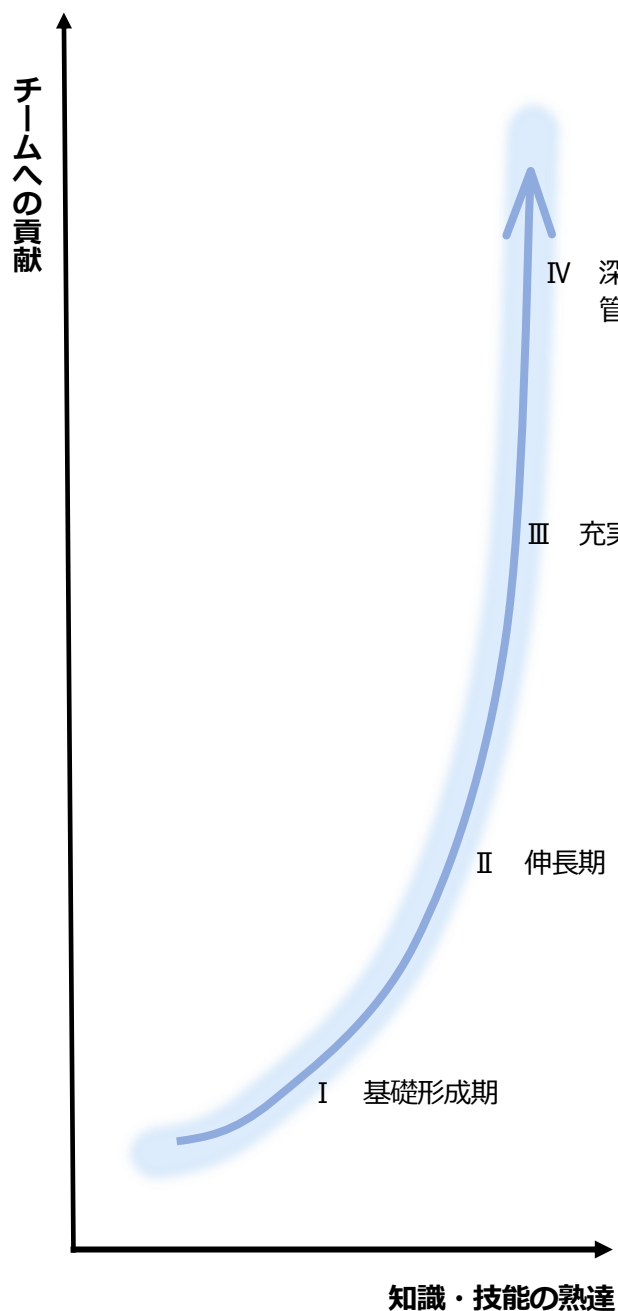
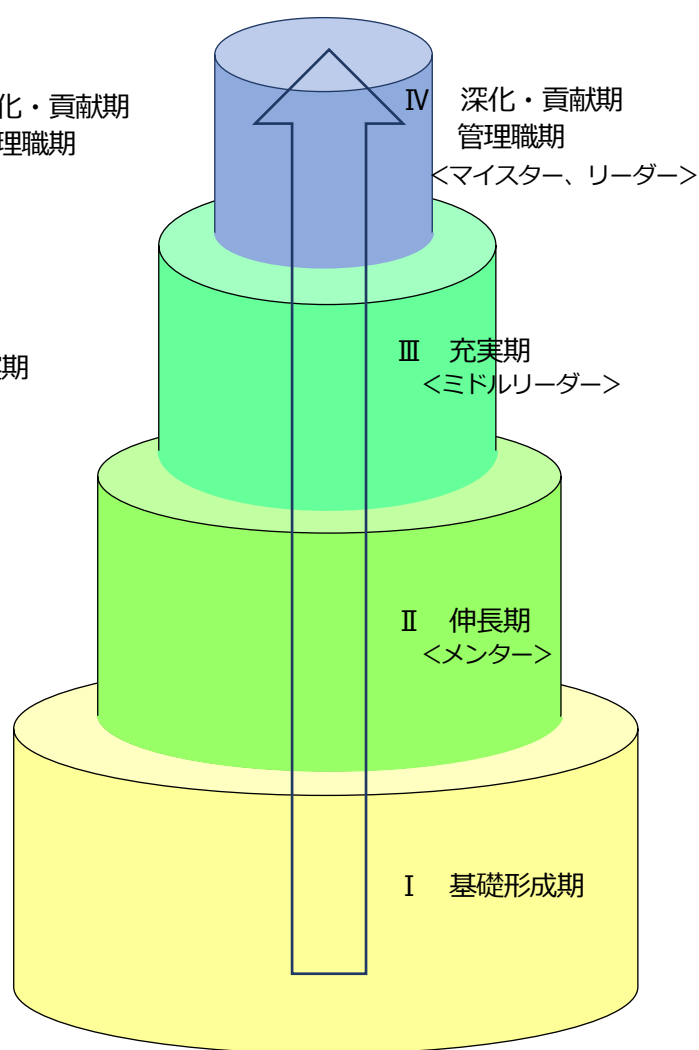


図2



理念指標	求められる資質能力				
	繰り返し自覚し 絶えず意識化を 図る資質能力		A 高い倫理観と使命感及び及び確かな子ども理解 B 確かな人権意識と共感力		
実務指標	求められる資質能力		資質能力を支えるスキル	キャリアステージで身に付けるスキル	
	C	連地 携域・社会 ・協働と する力	地域コミュニティの拠点 としての学校づくり	・地域の活動や行事に積極的に参加したり、地域の方と交流したりして、 地域理解に努める。	
			地域をフィールドにした 学びづくり	・地域素材を教材化したり、地域での体験学習を取り入れたりして、児童 生徒が地域を理解し、そのよさを実感できるようにする。	
	D	目標 実現 に向け、 柔軟 に対応 する力	セルフマネジメント	・ワークライフバランスを重視し、健康や時間を自ら管理しながら、職務 に向かうコンディションを維持する。 ・自己課題に沿った研修を実施し、周囲の助言や自己の振り返りをもと に、成長し続けようと努力する。	
			チームマネジメント	・チームの一員としての自己の役割を自覚し、任せられた職務に対して誠 実に取り組む。 ・チームの目標を理解し、同僚と協力して目標実現に向けて努力する。	
			危機管理	・信頼される学校を実現する上で、危機管理やコンプライアンスが欠かせ ないことを理解し、危機の未然防止や発生時の対応に確実に取り組む。	
			カリキュラム・ マネジメント	・日々の教育活動を「目標-内容-方法-評価」のセットで捉え、意図的・計 画的に実践する。	
	E	「教育の プロ」としての 高度な知識や技能	学習 指導	教材研究 (Plan)	・教科等の特質に応じた「見方・考え方」を活用して、「知識・技能」を 確実に身に付ける授業を構想する。 ・「習得-活用-探究」の学びの過程を通して、児童生徒が「思考力・表現 力・判断力等」を高めていく単元を構想する。
				指導方法 (Do)	・「授業がもっとよくなる3観点」や「信州“Basic”」を踏まえた授業を 確実に行う。 ・「主体的・対話的で深い学び」の視点から、授業改善に取り組み、児童 生徒の個性に応じた質の高い深い学びを引き出す。
				学習評価 (Check-Action)	・「目標に準拠した評価」により一人一人の学習状況を把握し、適切な フィードバックを行って内容の確実な定着を図る。 ・児童生徒が自己評価を行うことを学習活動に位置付け、学習内容の価値 や自己の高まりに気づかせる。
			生徒 指導	個への指導	・児童生徒の内面を共感的に理解し、信頼関係を構築する。 ・保護者や同僚と連携し、児童生徒を取り巻く環境や抱えている課題を的 確に把握し、指導に生かす。
				集団における指導	・集団生活を送る上でのルールづくり、人間関係づくりを通して、児童生 徒の社会的スキルを高める。 ・自発的・自治的な活動を重視し、児童生徒の集団への所属感や連帯感、 問題解決力を高める。
			現代 的な 諸課 題へ の対 応	I C T 活用	・学習目標の達成や校務の効率化に向け、ICT端末やクラウド等を効果的に 活用する。 ・児童生徒の発達段階に応じ、具体例に基づいた情報モラルの指導を行 う。
				インクルーシブ な教育	・認知などの特性や発達障がい、合理的配慮等に関する基本的な知識や考 え方を身に付け、児童生徒の実態や教育的ニーズを踏まえ一人一人に応じ た支援を行う。 ・授業のユニバーサルデザイン化に取り組む。
				探究の学び	・探究の過程を生み出す手法を身に付け、ファシリテーターとして、探究 の学びの実現に取り組む。 ・児童生徒や地域の実態に基づき、総合的な学習の時間(小中)、総合的な 探究の時間(高)のねらいを実現する学習プランを作成する。

保育者育成指標1.4

①～⑱の項目をクリックすると
解説動画へアクセスできます。

①自己実現



各キャリアステージ	目指したい姿	保育者としての姿勢			指導力向上							保護者や地域との共育				園の運営力・組織貢献力		健康・安全	
		①自己実現	②愛情深い保育	③子ども理解	④援助・支援	⑤環境の構成	⑥教材研究	⑦やまほいく	⑧指導計画の作成と保育展開・評価	⑨関係諸機関との連携	⑩園・小の接続	⑪教育・保育実習指導	⑫保護者との連携・協力	⑬地域における子育て支援	⑭地域との連携	⑮園務分掌	⑯保育者間の連携	⑰健康・食育	⑱安全管理
		インクルーシブ保育							インクルーシブ保育					マネジメント					
		保育者として自分の課題を発見し自己を向上させていく、自己実現、改革したいこうとする姿	子どもとの信頼関係を築き、子どもが安心して生活できる環境をつくるうとする姿	乳幼児期の発達を理解し、一人一人を肯定的に捉え、よさや可能性を生かした保育を展開しようとする姿	一人一人の子どもの発達や個人差、ねらい等に適した援助を行おうとする姿	豊かな生活と子どもの主体的な学びを保障するための環境構成を行おうとする姿	乳幼児期の発達や学び、子どもの姿を踏まえた教材を開発しようとする姿	子ども一人一人の自然をはじめとする身近な地域資源に対する気付きを拾い上げ、保育に生かそうとする姿	要領や指針の内容を理解し、ねらいに沿って指導を適切に展開し、改善しようとする姿	保護者や必要な機関と連携を取りながら、一人一人の育ちを支えようとする姿	発達や学びの連続性を見通し、接続しようとする姿	実習生を支え育てようとする姿	在園児の保護者に対して子育てを支援しようとする姿	地域の子育て家庭等を支援しようとする姿	地域の人材や文化を活用し、特色ある保育の充実を図ろうとする姿	園務分掌とその内容を理解し、企画・立案・実践しようとする姿	協働的な連携にむけて、創造的で、専門性の向上に寄与しようとする姿	健康・食育の知識を踏まえ、実践しようとする姿	子どもが安心して過ごせて、安全意識が高まる環境を整備し、危機に対応しようとする姿
	3つのポイント	・自己課題や願いをもつ ・自分の学びや成長を楽しむ ・社会の変化に目を向ける	・温かいまなざし ・いいよ、それでいいよ ・喜び合う	・よく見る ・尊重する ・一緒に	・一人一人の興味関心に目を向ける ・子どもの思いや育ちをつなぐ ・みんなで子どもの姿を分かち合う	・心ときめく環境 ・どうかな、これでいいかな ・つながってくね広がってくね	・子どもの日々の遊びの姿をとらえながら ・遊びを広げていくための教材、素材、資源の探究 ・保育者が共同で	・五感を全て使って自然を感じる ・身近なくらしに対するまなざし ・自然の一部であることに気付く	・目指す子ども像の共有 ・目の前の子どもの姿からの計画 ・過程を大切にしたり振り返り	・一人の人として尊重 ・子どもの生活を中心に ・つながる	・理解しよう ・語り合おう ・遊びの充実	・安心できる雰囲気づくり ・記録や対話を通して学び合う ・実習生と一緒に過ごす場づくり	・保護者の気持ちを受け止めて ・共育で共育 ・継続的な関わりを生かして	・ひらいて ・うけとめて ・一緒に子育て	・地域を歩き、見て、聞いて ・どんなことができそうかな ・一歩を踏み出す	・今、目の前の子どものために ・やる気と気付きを行動に変えて ・みんなが主役	・願う子どもの姿を共有して ・強みを生かして ・共に学び合いながら	・心身ともに安心できる環境をつくる ・対応 ・身体を守る気持ちの芽生えを大切に ・いっぱい遊んで楽しく食べられるように	・危険箇所と状況の分析・共有 ・対応 ・危険予知と対応の力の育ちを支える ・挑戦を見守る目と安全を見極める目
IV 管理職期相当	園運営や園全体の課題解決を行う	一人一人の保育者の自己実現の場を確保し、園全体の学び合う雰囲気をつくる (他国及び国や県の動向)	保育者一人一人のよさや能力を把握し、子どもと保育者の信頼関係の築きを支える	保育者が一人一人のよさや可能性を感じ取り、子ども理解を中心とした保育について学び合いの場をつくる	保育者が子ども理解の基に、一人一人に応じた援助を適切に行えるよう、学び合いの場をつくる	地域や園の実践を踏まえ、よりよい保育の実現に向けて、環境の維持改善に努める	園全体の物的空間環境に目を配り、必要に応じて豊かな園環境をつくる	子どもが主体的に自然の中で遊んだり、身近な資源に触れたりしながら学ぶために、研修等によって園全体の自然体験力向上や、身近な資源を積極的に取り入れるための体制を整える	保育者が全体的な計画を踏まえてよりよい実践ができる園環境をつくる	関係機関との専門性の違いを理解し、相互理解のもと、必要に応じて連携体制を整える	育みたい資質・能力について理解し、園内外に積極的に働きかける	養成校と実習のあり方に関する相互理解や連携を図る	必要に応じて関係機関と連携しながら、組織として保護者を支援できる体制を整える	子育てに関する地域の人材との連携・協働を図りながら、園の特徴を生かした子育て支援の充実に努める	地域との信頼関係を築き、地域の資源を活用した園づくりを進める	園の課題を踏まえて、園務分掌の改善を図る (ICT活用を含む)	保育者一人一人のよさを生かした役割を意識して、保育者間の連携が深まる体制づくりに努める	健康・食育の重要性を理解し、園内外の体制を整える	安全管理のマニュアルや安全にかかわる育ちを保障する環境を整備し、園内体制を確立する
深化・貢献期相当	他の保育者への助言や支援、園全体の課題解決を行う	自己課題をもって自分の実践をまとめるなど、同僚へ自己研修の大切さを示す	子どもとの信頼関係の築き方について、同僚と語り合い、具体的に示す	子ども一人一人の発達や個人差に基づいて、子どもを理解するよう具体的に示す	集団の中で育ち合う子ども一人一人に応じた援助について、同僚へ具体的に示す	子どもの状況に応じた環境の設定について、同僚と語り合う	園の行事など、長期的計画の見直しの具体を、子どもの姿や園の状態から、提示する	関係機関との専門性の違いを理解し、関係機関との連携の具体について調整する	育みたい資質・能力について理解し、カリキュラム等の見直しを図る	必要に応じて実習生に助言し、実習生育成を援助する	保護者と協働した子育てについて、実践と理論を基に、同僚と語り合う	地域との資源を生かした保育について、同僚と積極的に情報共有する	同僚と協働的に園務遂行しながら、組織の一員としての意識を高める	連携のための具体的な方法を工夫し、同僚と語り合うとともに、よさを引き出す	健康・食育の重要性を理解し、実践するとともに、積極的に必要な情報を発信する	園全体の危機管理の充実や子どもの安全にかかわる育ちを促す役割を理解し、保育者間の連携を図りながら行動する	健康・食育の重要性を理解し、実践するとともに、積極的に必要な情報を発信する	健康・食育の重要性を理解し、実践するとともに、積極的に必要な情報を発信する	
	全園的な視野に立った資質・指導力を身に付ける	自己課題をもって保育に取り組み、研修に参加するとともに、園内研修において中心的な役割を果たし、質の向上を図る (国や県の動向)	子どもとの信頼関係の築き方について、保育者が学び合える場をつくる	発達や個人差の観点から子どもを理解し、保育者が子ども理解を中心とした保育を進められるようにする	保育者のモデルとなり、子どもたち(集団)の援助をするとともに、子ども一人一人に応じた適切な援助を行う	他クラスや他学年の保育の展開を意識して、園全体の環境を視野に入れて豊かなものや人との関わりを生み出す実践を行う	園の行事などで実践の中心的な役割を果たしながら、長期的計画を見直していく	園内の話し合いの中心的な役割を果たし、協力体制の推進役になる	育みたい資質・能力について理解し、子どもの育ちを伝える	実習生の状況や課題に応じて指導する	保護者同士の関係をつなぎ、保護者が育ち合う場を提供する	様々な機会を通して子どもや保護者と地域とのつながりを深めていく	園務について理解を深め、よりよい園経営に向けて、園務を遂行しながら改善を提案する	それぞれの立場を理解し合い、よりよい実践になるよう保育者間の連携を図る	健康・食育の重要性を理解し、実践するとともに、積極的に必要な情報を発信する	園全体の危機管理の充実や子どもの安全にかかわる育ちを促す役割を理解し、保育者間の連携を図りながら行動する	健康・食育の重要性を理解し、実践するとともに、積極的に必要な情報を発信する	健康・食育の重要性を理解し、実践するとともに、積極的に必要な情報を発信する	
III (経験相当10年)	身に付けた知識や技術を生かし、実践力を高める工夫をする	自己課題をもって保育に取り組むとともに、園内研修において同僚と課題を共有する	子どもの思いを受け止め、子どもが安心して環境に働きかけられるようにする	子どもの発達や個人差を理解し、一人一人のよさや可能性を把握する	個と集団の育ちを意識して、一人一人の発達や個人差を捉え、必要な援助を行う	子どものつばやきなどから活用できる環境を探り、実践を展開することを楽しんで行う	向上心をもって教材研究に取り組み、個々の育ちに合った保育が展開されるための教材の準備をしたり、同僚の相談に応じたりする	自然や身近な資源に対する関心を高め、自ら進んでフィールド等での環境設定を行うとともに、戸外での危機管理能力を高める	カリキュラムを踏まえ、子どもの姿を見通しながら、連続性のある保育を行う	記録や評価を的確に行い、実態に応じた対応・学級経営・協力体制づくりを行うため、専門的知識をもって関係機関と連携する	育みたい資質・能力について理解し、学びや発達を見通した計画及び実践を行う	担当する実習生に対して、実習の段階に応じて指導する	相談しやすい雰囲気をつくり、保護者の相談を受容的に受け止め、適切な助言をする	園を訪れる地域の保護者等に対して、親しみをもち、利用・相談できるようにする	地域の人材や文化について知り、積極的に保育に取り入れる	園務について理解を深め、同僚と連携しながら、組織の一員として園務の遂行に努める	同僚と相談しながら内容を共有し、協力・連携して、保育を進めていく	健康・食育について、理解を深め、マニュアルに沿って対応したり、自分の役割を果たしたりする	健康・食育について、理解を深め、マニュアルに沿って対応したり、自分の役割を果たしたりする
	基礎的知識を身に付け、実践と結びつけ、実践の幅を広げる	日々の保育の計画や振り返りを丁寧にを行い、自らの課題をもち、研鑽に努める	子どもの思いを受け止め、子どもとの信頼関係を築く	子どもと共に行動し、子どもの思いや気持ちを丁寧に感じ取ろうとする	日常の姿から一人一人の発達や個人差を理解し、その援助を工夫する	子どもの姿や活動の展開を予測して環境の構成、再構成をする	子どもの育ちを理解し、子どものものや人との関わりを深めるための遊具や用具を工夫して活動を豊かにする	身近な自然をはじめとするあらゆる資源と意欲的にふれあい、保育に生かそうとする	反省・記録を基に、指導計画を構想し、評価を繰り返しながら、発達の見通しをもった保育を展開する基礎力を身に付ける	地域にある施設・機関とその働きについて理解し、保護者に説明する	幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を理解して実践する	実習生の身近なモデルとして、保育者としての基本的姿勢を示す	子どもの様子を伝える中で、保護者に保育の考えや子どもの姿を伝え、保護者との良好な関係を築く	園を訪れる地域の保護者等に対して、挨拶や温かい雰囲気です接する	地域の人材や文化について知り、積極的に保育に取り入れる	園の組織についての理解を深め、園務の一部を担い、責任をもって役割を果たそうとする	自分の考えを伝え、相手の立場を理解しながら仕事を進めていく	健康・食育についての理解を深め、マニュアルに沿って対応したり、自分の役割を果たしたりする	健康・食育についての理解を深め、マニュアルに沿って対応したり、自分の役割を果たしたりする
求 着 任 時 姿 に																			
0 期 養 成 期																			
		一人一人の生きる力を育むため、遊びや生活を子どもと共に創造し、子育てを支える人間性豊かな保育者																	
		保育者としての土台となるもの																	

※「インクルーシブ保育」②③④⑨は、保育士等キャリアアップ研修における「障がい児保育」に該当します。
「マネジメント」⑮⑯は、保育士等キャリアアップ研修における「マネジメント」に該当します。

I 幼稚園等新規採用教員研修実施要綱

1 目 的

教育公務員特例法附則第5条の規定に基づき、採用の日から起算して一年に満たない幼稚園、幼保連携型認定こども園（以下「幼稚園等」）の教諭、保育教諭（以下「教諭等」）に対して、幼稚園等の教育水準の維持向上を図るため、現職研修の一環として、その職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに幅広い知見を得させることを目的とする。

2 実施内容

1の目的に基づき策定された研修を行う。

3 実施主体

長野県及び長野県教育委員会が実施する。

4 対象者等

- (1) この研修の対象者は別に定める。
- (2) 対象者は、園内研修年間10日間及び園外研修年間10日間を受けるものとする。
- (3) この研修の対象から除く者については、別に定める。

5 研修内容

新規採用教員研修の内容は、次の表のとおりとする。

研修内容		場 所	日数	備 考
園 内 研 修	保育実践を通しての研修	在勤園	年間10日	・研修指導員による指導助言 3日間 ・園内指導教員を中心とした園内のメンターチームによる指導助言 7日間
園 外 研 修	講義、演習、保育参観等による研修	総合教育センター 教育施設 その他	年間10日	・園長会等が計画し、県が共催する研修会を含む。

6 研修計画

長野県及び長野県教育委員会は、研修について必要な事項を定めた年間研修計画を作成する。

この研修の対象者が該当する幼稚園等の園長は、園外研修との関連に配慮し、研修指導員と連携・協力のうえ、園内研修についての研修計画を作成する。

7 研修指導員

園内研修における新規採用教員に対する指導及び助言を行うとともに、園内指導教員を中心とした園内のメンターチーム（新規採用教員、若手、ミドル、ベテラン等が互いに学び合中、それぞれの教員が新規採用教員に関わって指導を行う）へ指導を行うため、研修指導員を置く。（Ⅲ幼稚園等新規採用教員研修に係る研修指導員設置要綱参照）

8 その他

この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。	この要綱は、平成11年4月1日から施行する。
この要綱は、平成14年4月1日から施行する。	この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。	この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。	この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。	この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。	

Ⅱ 幼稚園等新規採用教員研修実施要綱細目

1 新規採用教員研修の対象となる新任教員

(1) 新規採用教員研修の対象は、公立の幼稚園及び幼保連携型認定こども園の新規採用教員及び、保育所等からの異動により、初めて幼稚園等の教諭等になる者。

(2) ただし、次に該当する者は除く。

ア 臨時的に任用された者

イ 教諭、保育教諭、助教諭又は講師(常時勤務の者に限る)として、国立、公立又は私立の学校(大学及び高等専門学校を除く)において引き続き1年を超える期間勤務した経験を有する者で、任命権者が教諭等の職務の遂行に必要な事項についての知識又は経験の程度を勘案し、当該研修を実施する必要がないと認める者

2 研 修

(1) 園内研修

ア 園内研修は、在勤園において実施するものとする。

イ 新規採用教員は、園内研修において研修指導員、園内指導教員による指導及び助言を受けるものとする。

ウ 園内指導教員を中心に、若手、ミドル、ベテラン等、園内の教員が新規採用教員に関わり、互いに学び合うメンターチームを運営する。メンターチームは、研修指導員による指導及び助言を受けるものとする。

(2) 園外研修

ア 園外研修のうち、必修の研修については、長野県及び長野県教育委員会が主催するものとする。

イ 園外研修は、園長会等が計画し、長野県及び長野県教育委員会が認める研修を含む。

(3) その他

ア 幼稚園等においては、当該研修の他、所属の教員(園長及び教頭を含む)による指導等を行い、新規採用教員がその職務を遂行するに当たって必要な事項が習得されるよう配慮する。

イ 公立幼稚園等の新規採用教員を対象にする研修が行われる場合、私立幼稚園等の新規採用教員は、任命権者が必要と認めた場合は、参加することができる。

3 対象者の報告

(1) 公立幼稚園

公立幼稚園をおく市町村又は市町村教育委員会(以下「関係市町村等」)は、「受講対象者報告書」(様式2)を、長野県教育委員会事務局学びの改革支援課へ提出する。

(2) 公立幼保連携型認定こども園

公立幼保連携型認定こども園をおく関係市町村等は、「受講対象者報告書」(様式2)を、長野県県民文化部こども若者局こども・家庭課へ提出する。

Ⅲ 幼稚園等新規採用教員研修に係る研修指導員設置要綱

1 趣 旨

この要綱は、幼稚園等新規採用教員研修実施要綱に基づき、公立幼稚園等の園内研修に係る研修指導員の設置及び服務等に関して必要な事項を定めるものとする。

2 所 属

公立幼稚園の新規採用教員を担当する研修指導員は長野県教育委員会事務局学びの改革支援課に置き、公立幼保連携型認定こども園の新規採用教員を担当する研修指導員は長野県県民文化部こども若者局こども・家庭課に置く。

3 任 用

(1) 採 用

長野県及び長野県教育委員会は、必要と認める場合において、次の各項のいずれにも該当する者で、地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の各号の規定に該当しない者のうちから、1年を超えない期間を任期として、研修指導員を任命する。

ア 教育職員免許法に基づく幼稚園教員免許状又は小学校教員免許状を有する者

イ 教育の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者

(2) 派 遣

長野県及び長野県教育委員会は、関係幼稚園等園長及び所管教育委員会から研修指導員の派遣の申請があったときは、研修指導員を派遣する。

4 解 職

長野県及び長野県教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、研修指導員を解職することができる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(3) 研修指導員としてふさわしくない行為があったとき。

5 服 務

研修指導員は、当該幼稚園等一園につき、年間3日間の園内研修指導に当たる。必要に応じて数園を担当することができる。

なお、勤務時間は1日7時間45分を原則とし、その都度「研修指導員勤務状況整理簿」（様式7）に記入する。

「研修指導員勤務状況整理簿」は、年度末に、公立幼保連携型認定こども園の新規採用職員を担当する研修指導員は長野県県民文化部こども若者局こども・家庭課に、公立幼稚園の新規採用職員を担当する研修指導員は長野県教育委員会事務局学びの改革支援課に提出する。

6 報酬等

研修指導員の報酬等については、次によるものとする。

(1) 研修指導員に係る費用は、長野県及び長野県教育委員会の負担とする。

(2) 報酬、通勤に係る費用弁償の額については、別に定めるところにより支給する。

(3) 通勤に係る費用弁償を除く費用弁償は、一般職の職員の旅費等に関する条例（昭和29年長野県条例第45号）に基づき支給する。

7 補 則

この要綱の実施に関すること等については、必要な都度、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

Ⅳ 令和7年度 新規採用教員研修園外研修年間計画表

1 長野県及び長野県教育委員会主催の研修（3日間 必修）

研修名	期 日	会場・方法	研 修 内 容	主 催
初任研 スタート研修	4月15日 (火)	長野県 総合教育センター	・教師の使命及び任務を理解する研修 ・午前は義務教職員と合同、午後は保育者のみで保育の基礎基本を学ぶ	長野県総合教育センター
参観研修	5月22日 (木)	信州大学教育学部 附属幼稚園	・参観 ・園長講話 ・先輩教諭との懇談（保育研究会）	信州幼児教育支援センター
カウンセリング 研修	11月10日 (月)	長野県 総合教育センター	・講義「カウンセリングの基本」 ・演習「グループエンカウンターについて」	信州幼児教育支援センター

2 幼稚園等新規採用教員が園外研修として参加する研修（7日間 選択）

研 修 名	期 日	会 場	研 修 内 容	主 催
幼年教育教育 課程研究協議会	東北信会場 11月11日 (火)	上小地区 上田市立豊殿小学校 豊殿保育園	・幼年教育教育課程研究協議会 園小接続の授業参観・研究会 ・会場校園の計画による *会場校へ申込願います。	学びの改革支援課
	中南信会場 10月1日 (水)	塩筑地区 塩尻市立塩尻東小学校 みずほ保育園 塩尻東保育園		
フィールド研修	未定 (4日間)	未定	・遊びを中心とした保育を実践する園において園種を越えて学び合う研修 一回につき一日分で計算するので、全て参加すると四日分になります。 *幼児教育支援センターへ問合せ願います。	信州幼児教育支援センター
キャリアステージ研修 (I基礎形成期)	5月27日 (火)	オンライン開催	・経験1年から3年の保育者を対象にした幼児教育の基礎について学ぶ研修 *5/2までに幼児教育支援センターへ申込願います。	信州幼児教育支援センター
子供の遊びと学びを支える ～実践を語り合い、 支援を考える～	6月16日 (月)	長野県 総合教育センター	・幼児教育の理論や実践の基本について学ぶ研修 *4/18までに総合教育センターへ申込願います。	長野県総合教育センター
動ける体をつくる 幼児期の運動指導	10月7日 (火)	安曇野市 三郷文化公園 体育館	・長野県版運動プログラム普及講座 ・運動遊び 等 *4/18までに総合教育センターへ申込願います。	長野県総合教育センター
各地区 幼年教育研究会	10月～11月	各地区における 幼稚園・保育園・ 小学校の会場校園	・幼保小連携の授業参観・研究会 *学びの改革支援課へ問合せ願います。	各地区 幼年教育研究会
信州大学教育学部 附属幼稚園 公開保育	年5回	信州大学教育学部 附属幼稚園	保育参観・保育者と語る会 ①6月24日（火）②7月14日（月） ③9月19日（金）④11月8日（土） ⑤2月9日（月） 一回につき、一日分で計算します。 参加する日を選択してください。 *信州大学教育学部附属幼稚園へ問合せ願います。	信州大学教育学部 附属幼稚園
国公立幼稚園 研究協議会①	5月26日 (月)	松本市立 松本幼稚園	・幼児教育についての講話 *国公立幼稚園長会所属の園職員のみ参加可	国公立幼稚園長会
国公立幼稚園 研究協議会②	7月29日 (火)	安曇野市立 穂高幼稚園	・幼児期の性教育の講話、製作 *国公立幼稚園長会所属の園職員のみ参加可	国公立幼稚園長会
公立幼稚園教育課 程研究協議会	10月31日 (金)	小布施町立 認定こども園 栗ガ丘幼稚園	・保育参観・研究協議 *公立幼稚園等対象者のみ参加可	国公立幼稚園長会 学びの改革支援課

11/8は信大附属松本
学校園の公開研究会
になります。

- ◎ 1 の研修 3 日間と、2 の研修の中から 7 日間を選択し、計 10 日間研修することとします。
(フィールド研修は、4 日分の受講として計算します)
- ◎ やむを得ない事情で、必修の研修への参加が難しい場合は、幼稚園の対象者は学びの改革支援課へ、幼保連携型認定こども園の対象者はこども・家庭課へ、それぞれ所属長を通じてご相談ください。
- ◎ 保育士及び私立幼稚園・認定こども園に所属する教諭等の参加については、会場使用料金等が発生する場合があります。申込みの際に御確認ください。

3 参加申込

- ① 「研修計画書」(様式 1) に必要事項を記入の上、4 月 10 日(木)までに、関係市町村等に 1 部提出すること。
- ② 「幼稚園等新規採用教員が園外研修として参加する研修」については、それぞれの主催に申込み、または問い合わせ願います。(長野県総合教育センターの研修は、電子システムでの申込みとなります。申込方法については、長野県総合教育センターの「研修講座案内」を確認し、申込み願います。)

V 新規採用教員研修に係る書類の提出

1 対象者の報告

公立幼稚園等を置く関係市町村等は、対象者の有無について「受講対象者報告書」（様式2）を令和7年3月19日（水）までに、公立幼稚園の対象者は長野県教育委員会事務局学びの改革支援課（以下、「学びの改革支援課」という）長宛に、公立幼保連携型認定こども園の対象者は長野県県民文化部こども若者局こども・家庭課（以下、「こども・家庭課」という）長宛に提出すること。市町村の事情により提出が間に合わない場合は、公立幼稚園の対象者は学びの改革支援課担当者に、公立幼保連携型認定こども園の対象者はこども・家庭課担当者に連絡すること。

2 研修指導員について

公立幼稚園を担当する研修指導員は学びの改革支援課から、公立幼保連携型認定こども園を担当する研修指導員はこども・家庭課から、それぞれ派遣するものとする。

3 研修計画書の提出

対象者のいる園長は、「研修計画書」（様式1）を令和7年4月10日（木）までに、関係市町村等に提出する。関係市町村等は、園長から出された「研修計画書」（様式1）に基づき、対象者ごとに「研修計画書」（様式1）を完成させる。この場合において、関係市町村等は、完成した「研修計画書」（様式1）を保管し、その写しを、園に送付するとともに、令和7年4月14日（月）までに、学びの改革支援課又はこども・家庭課長宛に提出すること。なお、提出された書類をもとに園外研修の申込等の確認を行うため、提出期限を厳守すること。

4 研修報告書の提出

対象者のいる園長は、園内、園外の研修が全て終了したら、速やかに「研修報告書」（様式8）を関係市町村等に提出する。関係市町村等は、保管するとともに、公立幼稚園は学びの改革支援課長宛に、公立幼保連携型認定こども園はこども・家庭課長宛に提出すること。

5 研修指導員勤務状況整理簿の提出

研修指導員は、園内研修指導がすべて終了したら、速やかに「研修指導員勤務状況整理簿」（様式7）を、公立幼稚園は学びの改革支援課長宛に、公立幼保連携型認定こども園はこども・家庭課長宛に提出すること。

6 研修猶予に係る書類の提出

- (1) 公立幼稚園等の新規採用教員が健康上の理由等で、長期間にわたり研修が受けられない場合は、本人より「幼稚園等新規採用教員研修猶予願」（様式3）を所属の園長へ提出する。
- (2) 「幼稚園等新規採用教員研修猶予願」の提出があったときは、園長は「園長の意見」を添えて、関係市町村等へ提出する。
- (3) 関係市町村等は「幼稚園等新採研猶予願承認通知」（様式4）を作成し、当該園長経由で本人に通知するとともに、「幼稚園等新採研猶予願承認報告」（様式5）に「幼稚園等新規採用

教員研修猶予願」(様式3)の写しを添えて、公立幼稚園は学びの改革支援課長宛てに、公立幼保連携型認定こども園はこども・家庭課長宛に提出する。

7 欠席届の提出

- (1) 園外研修実施日に、健康上の理由等により出席できなくなった場合、当該園長は速やかにその旨を、研修の主催者に連絡する。
- (2) 当該園長は、事前もしくは事後に、関係市町村等に「園外研修欠席届」(様式6)を提出すること。関係市町村等は保管するとともに、その写しを学びの改革支援課又はこども・家庭課に提出すること(14ページ参照)。
- (3) 長野県総合教育センターの場合は、所属校の管理職から電話にて長野県総合教育センター教職教育部長に連絡し、長野県総合教育センターHP(<https://www.edu-ctr.pref.nagano.lg.jp/>)から、欠席・遅刻・早退に係る電子申請を行う(その際、送信直後の画面から出力可能なPDFファイル【様式第60号】を出力し、所属校で保管する)。また、必修研修については【様式60号】を関係市町村等に提出する。選択研修については、「園外研修欠席届」(様式6)を関係市町村等に提出する。関係市町村等は「園外研修欠席届」(様式6)を保管するとともに、その写しを学びの改革支援課又はこども・家庭課に提出すること(15ページ参照)。

8 代替研修について

やむを得ない事情で、必修の研修への参加が難しい場合は、幼稚園の園長は学びの改革支援課へ、幼保連携型認定こども園の園長はこども・家庭課へ、それぞれ所属長を通じて相談し、必要に応じて代替研修を行うこと。

VI 関係書類の提出の流れ

1 関係書類の提出一覧表

幼稚園等	関係市町村等（保管）	対象者の報告書（様式2） 提出期限 令和7年3月19日（水）	学びの改革支援課（幼稚園分） ／ こども・家庭課（認定こども園分）
		研修計画書（様式1） ※提出期限 令和7年4月10日（木）	
		研修を欠席する場合 ※総合教育センター研修の場合は、 次頁参照 園外研修欠席届（様式6） ※事前もしくは事後 ※園外研修欠席届の提出とは別に、 研修の主催者に連絡を行うこと。	
		研修終了後 研修報告書（様式8） ※全ての計画終了後	

2 猶予願提出の流れ

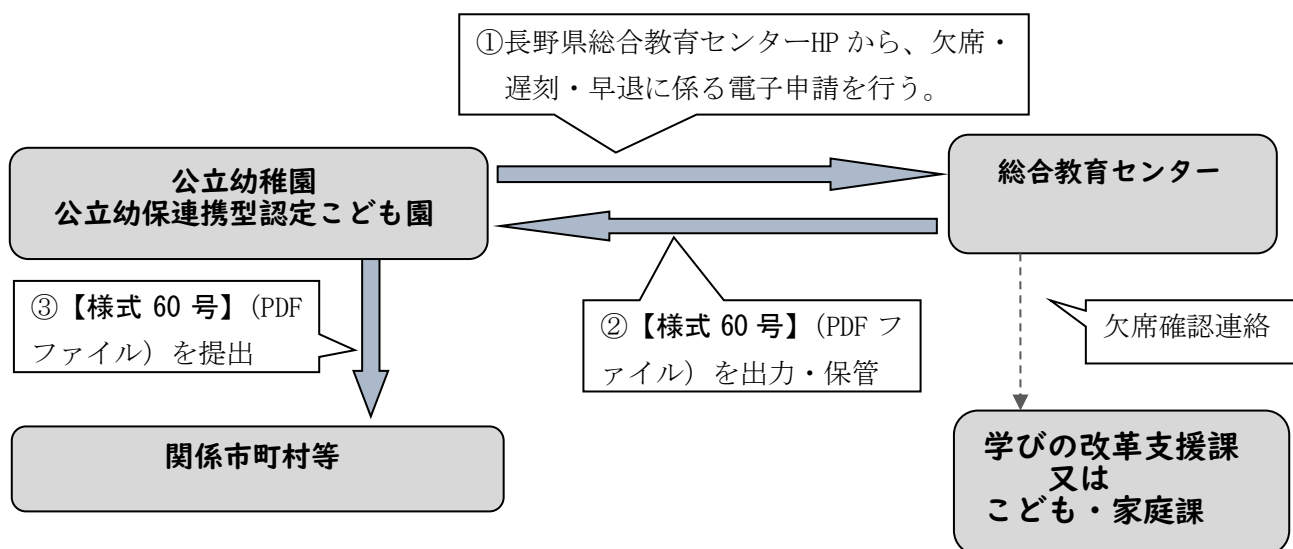
幼稚園等	関係市町村等（保管）	新規採用教員研修猶予願 （様式3）	学びの改革支援課（幼稚園分） こども・家庭課（認定こども園分）
		研修猶予願承認通知 （様式4）	

3 長野県総合教育センターが主催となっている研修を欠席する場合

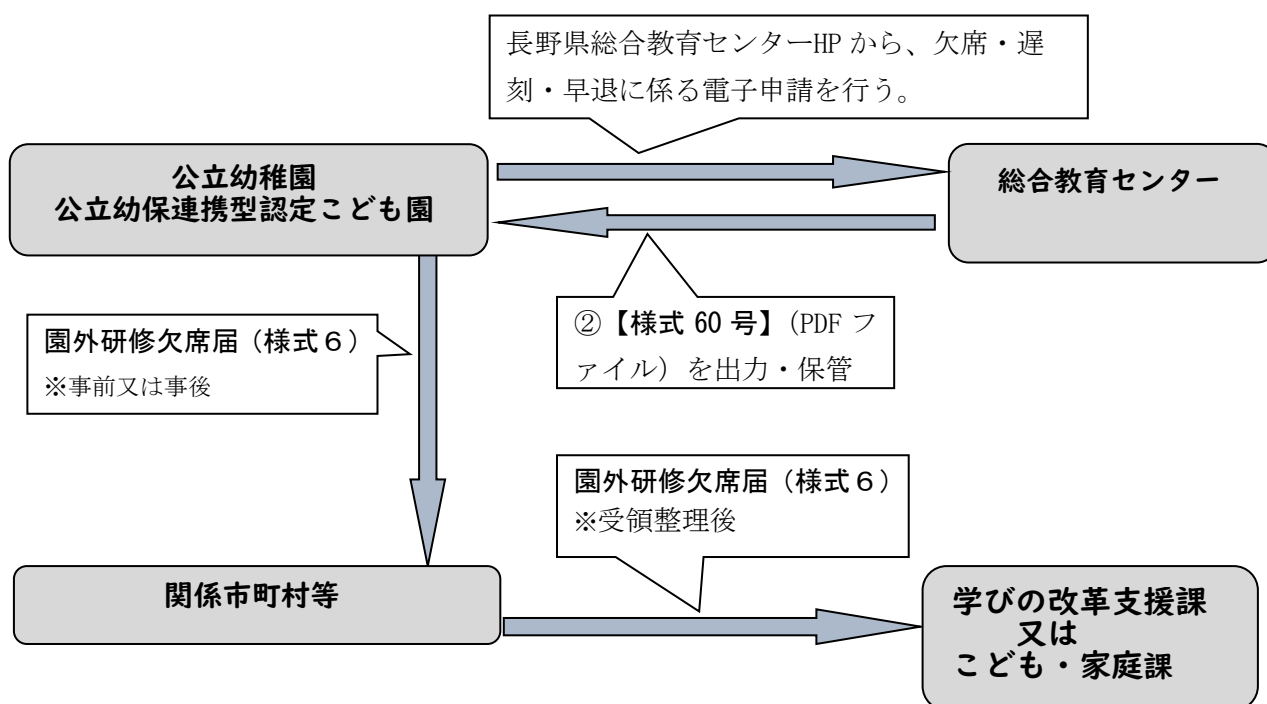
長野県総合教育センターが主催となっている研修については、所属校の管理職から電話にて長野県総合教育センター教職教育部長に連絡し、欠席・遅刻・早退に係る電子申請を行う（その際、送信直後の画面から出力可能なPDF ファイル【様式第 60 号】を出力し、所属校で保管する）。

また、代替研修については、幼稚園の園長は学びの改革支援課へ、幼保連携型認定こども園の園長はこども・家庭課へ、それぞれ所属長を通じて相談し、必要に応じて代替研修を行うこと。

○長野県総合教育センター主催の必修研修を欠席する場合



○長野県総合教育センター主催の選択研修を欠席する場合



【様式1の1】

令和7年度 幼稚園等新規採用教員研修

研 修 計 画 書

令和 年 月 日

市町村 課

長野県教育委員会事務局

学びの改革支援課長 様

長野県県民文化部こども若者局

こども・家庭課長 様

必要に応じて
選択してください。

園名

所在地

園長名

次のとおり報告します。

新規採用教員氏名	担当学年
	歳児

○ 園外研修 ※1～3（必修）の3日間と、4～12から7日間選択し、計10日間の研修をすることとする

研 修 名	月 日	会 場 開催方法	主な研修内容	参加予定（○印）
1 スタート研修 (必修)	4 15	県総合教育センター	【受講必須】 教師の使命についての講義 等	
2 参観研修 (必修)	5 22	信州大学教育学部 附属幼稚園	【受講必須】 保育参観 園長講話 懇談 等	
3 カウンセリング研修 (必修)	11 10	県総合教育センター	【受講必須】 カウンセリングの講義 等	
4 幼年教育教育課程 研究協議会	11 11 10 1	上田市立豊殿小学校 塩尻市立塩尻東小学校	保育・授業参観 研究会参加	
5 フィールド研修		オンライン・参集開催 (年間4回)	保育参観 保育カンファレンスへの参加	
6 キャリアステージ 研修(Ⅰ基礎形成期)	5 27	オンライン開催	幼児教育の基礎についての講義 等	
7 子供の遊びと学びを 支える	6 16	県総合教育センター	幼児教育の講義 等	
8 動ける体をつくる 幼児期の運動指導	10 7	安曇野市	長野県版運動プログラム 体ほぐしの運動等の講座	
9 各地区幼年教育 研究会		各地区	各地区の計画による	
10 信大附属幼稚園 公開保育		信大大学教育学部 附属幼稚園 (年間5回)	保育参観・保育者と語る会 等 ①6/24 ②7/14 ③9/19 ④11/8 ⑤2/9 ↑附属幼稚園の公開保育に参加される場合は 参加予定日を○で囲んでください。	
11 国公立幼稚園 研究協議会①	5 26	松本市立 松本幼稚園	幼児教育にかかわる研修 (国公立園長会の計画による)	
12 国公立幼稚園 研究協議会②	7 29	安曇野市立 穂高幼稚園	性教育にかかわる研修 (国公立園長会の計画による)	
13 公立幼稚園教育 課程研究協議会	10 31	小布施町立認定こども園 栗ガ丘幼稚園	保育参観・研究会参加	

【様式1の2】

○ 園内研修

(園)				
	月	日	主な研修事項	研修指導員による指導 備考
①				
②				
③				
④				
⑤				
⑥				
⑦				
⑧				
⑨				
⑩				

※研修指導員による指導を受ける日は、該当欄に○をつけること（3日間）。

○ その他（要望、特殊事情、特記事項）

上記の内容を、貴園研修対象者

の研修として認めます。

年 月 日

市・町・村 （代表者役職名・氏名）

【様式2】

令和7年度 幼稚園等新規採用教員研修受講対象者報告書

令和 年 月 日

長野県教育委員会 様
長野県 様

必要に応じて
選択してください。

所属等を記入
してください。

この研修の受講対象者について、次のとおり報告します。

園名	氏 名 等	採用年月日	免許状の種類	経験の有無
	ふりがな (氏名) (生年月日) 年 月 日	昭和/平成/令和 . .		新 卒 保育士 (年) その他 ()
	ふりがな (氏名) (生年月日) 年 月 日	昭和/平成/令和 . .		新 卒 保育士 (年) その他 ()

※研修対象者がいない場合には、こちらに○を御記入ください。()

担当課名 _____ 事務担当者名 _____ 電話 ()

提出期限 令和7年3月19日(水)

【様式3】

令和 年 月 日

_____ 様

_____園 氏名 _____
(該当者)

幼稚園等新規採用教員研修猶予願

下記のとおり、新規採用教員研修を受けることが困難であるため、この研修の受講猶予をお願いします。

記

新規採用教員研修対象者の氏名	
猶予を受けようとする具体的理由	
猶予を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで
猶予解除の予定	年 月 日

園長の意見
_____園長_____

【様式4】

第 号
令和 年 月 日

____園長
____様

____市町村____課____

幼稚園等新規採用教員研修猶予願承認通知

令和 年 月 日付けで猶予願のありましたこのことについては、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

新規採用教員研修 猶予者氏名		必要に応じて 選択、削除してください。	教諭 保育教諭
猶予期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで		

【様式5】

第 号
令和 年 月 日

長野県教育委員会事務局

学びの改革支援課長 様

長野県県民文化部こども若者局

こども・家庭課長 様

必要に応じて
選択してください。

_____市町村_____課_____

幼稚園等新規採用教員研修猶予願承認報告

令和 年 月 日付けで猶予願があり、承認しましたので下記のとおり報告します。

記

1 園名

2 新規採用教員研修猶予者氏名

3 猶予期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

4 猶予を承認した具体的理由

【様式 6】（提出用）

令和 年 月 日

_____市教育委員会 様
_____市 _____課 様

必要に応じて
選択してください。

_____園長 _____

園外研修欠席届

下記のとおり、園外研修を欠席しました（します）ので報告します。

記

園外研修欠席者氏名	
欠席した（する）日	令和 年 月 日
園外研修名	
欠席の理由及び 園長の所見	

※選択研修を欠席する場合は、以下に代替として参加する予定の研修を記入する。

研修名	期日	主催

【様式6】（記入例）

令和〇〇年〇月〇日

〇〇市教育委員会 様

〇〇立〇〇園長 長野 太郎

園外研修欠席届

下記のとおり、園外研修を欠席しますので報告します。

記

園外研修欠席者氏名	松本 花子
欠席した（する）日	令和〇〇年〇月〇日
園外研修名	〇〇研修
欠席の理由及び 園長の所見	体調不良のため欠席します。

※選択研修を欠席する場合は、以下に代替として参加する予定の研修を記入する。

研修名	期日	会場
△△△研修	令和△年 △月△日	オンライン

【様式 7】

研修指導員勤務状況整理簿

月 日	勤務時間	勤務園名	園長氏名
計	日 時間		

上記のとおり勤務しました。

研修指導員氏名_____

【様式 8】

新規採用教員研修報告書

園名	園	対象者氏名	
報 告 事 項	園内研修		園外研修
	園内研修実施状況 ※箇条書きで記入する 月 日 研修指導員による 指導を受けた日は、 □に☑を入れる。 ・ / ☐ ・ / ☐ ・ / ☐ ・ / ☐ ・ / ☐ ・ / ☐ ・ / ☐ ・ / ☐ ・ / ☐		園外研修出席状況 ※研修名、期日を記入する ・ スタート研修 4月 15 日 ・ 参観研修 5月 22 日 ・ カウンセリング研修 11月 10 日 ・ 月 日 ・ 月 日 ・ 月 日 ・ 月 日 ・ 月 日 ・ 月 日
対象教諭の振り返り			
園長所見			
本園新規採用教員研修対象者_____教諭・保育教諭の研修報告書を作成し、提出します。 令和____年____月____日 _____立_____園 園長_____			

(資料)

◇ 研修関係の法律・答申

1 教育公務員特例法

(初任者研修)

第23条

第一項

公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等（臨時的に任用された者その他の政令で指定する者を除く。）に対して、その採用の日から一年間の教諭又は保育教諭の職務に遂行に必要な事項に関する実践的な研修（以下「初任者研修」という）を実施しなければならない。

第二項

任命権者は、初任者研修を受ける者（次項において「初任者」という）の所属する学校の副校長、教頭、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）指導教諭、教諭、主幹保育教諭、保育教諭又は講師のうちから、指導教員を命ずるものとする。

第三項

指導教員は、初任者に対して教諭の職務の遂行必要な事項について指導及び助言を行う者とする。

附則

(幼稚園等の教諭等に対する初任者研修等の特例)

第5条

第一項

幼稚園、特別支援学校の幼稚部及び幼保連携型認定こども園（以下この条において「幼稚園等」という。）の教諭等の任命権者については、当分の間、第二十三条第一項の規定は、適用しない。

この場合において、幼稚園等の教諭等の任命権者（指定都市以外の市町村の設置する幼稚園及び特別支援学校の幼稚部の教諭等については当該市町村を包括する都道府県教育委員会、当該市町村の設置する幼保連携型認定こども園の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の知事）は、採用の日から起算して一年に満たない幼稚園等の教諭等（臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。）に対して、幼稚園等の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施しなければならない。

第二項

市（政令指定都市を除く）町村の教育委員会は、その所管に属する幼稚園等の教諭等に対して都道府県教育委員会が行う前項後段の研修に協力しなければならない。

2 教育職員養成審議会答申（昭和62年12月18日）

○私立幼稚園の新任教員に対する初任者研修

私立学校の新任教員については、設置者は、それぞれの学校の実情に応じて公立学校の新任教員の場合を参考にして、初任者研修を実施することが望ましい。

その場合、国及び都道府県教育委員会は、その実施に協力することが望ましい。